魚津市電子契約実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、魚津市契約規則(平成29年魚津市規則第4号)第47条 の規定により、魚津市が行う電子契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 電子署名 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の 規定により講ずべき措置とされる電子署名として、電子署名及び認証業 務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子 署名をいう。
 - (2) 電子契約書 電子署名を講じた電磁的記録により作成する契約書 (仮契約書、変更契約書及び覚書等契約に類するものを含む。)をいう
 - (3) 電子契約 電子契約書により契約を締結する契約方法をいう。
 - (4) 電子契約サービス サービス提供事業者が市及び契約相手方の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型電子契約サービスをいう。
 - (5) サービス提供事業者 電子契約サービスを提供する事業者をいう。
 - (6) 管理者 電子契約サービスの運用及び管理を行う者をいう。
 - (7) 担当者 電子契約の相手方に電子契約書を送信する等、電子契約 サービスを利用した契約手続の事務を行う者をいう。
 - (8) 承認者 電子契約の相手方と担当者がやり取りを行う電子契約書が決裁を得たものであることを電子契約サービス上で承認する者をいう
 - (9) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。
 - (10) パスワード 電子契約サービスに接続するために必要な暗証番号をいう。

(他の定めの解釈)

第3条 魚津市の条例、規則、訓令、要綱等の規定における契約又は契約書等については、電子契約又は電子契約書を含めて解釈するものとする。ただし、当該規定に別段の定めがある場合又は電子契約若しくは電子契約書を含めて解釈することが当該規定の性質上適切でない場合は、この限りでない。

(電子契約の利用範囲)

- 第4条 魚津市における契約は、次に掲げるものを除き、電子契約サービス を利用した電子契約によることができるものとする。
 - (1) 法令等の定めにより書面によるべきとされている契約
 - (2) 前号に掲げるもののほか、電子契約によることが適切でないと決 裁権者が認める契約
- 2 市長は、入札公告、指名通知又は随意契約における見積依頼の際に、その契約が電子契約によることができる契約か否かを明示するものとする。 (承認者の設置)
- 第5条 契約事務を行う各課等に承認者を置き、当該課等の長をもって充て る。承認者が不在のときは、魚津市事務決裁規程(平成12年魚津市訓令第 2号)第9条第5項の規定による。

(電子契約サービス運用管理者)

- 第6条 管理者は、財政課長をもって充てる。
- 2 管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 電子契約サービスを利用可能な状態に維持し、これを管理すること。
 - (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保し、適正に管理するとともに、効率的に運用すること。
 - (3) アカウントを設定し、各課等に付与すること。
 - (4) アカウントの管理及び変更を行うこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項

(アカウント等の取扱い)

- 第7条 担当者は、アカウント及びパスワードを適正に取扱わなければならない。
- 2 パスワードの設定及び変更は、担当者が行う。

(電子契約によることの意思確認)

第8条 市長は、契約相手方からの電子契約利用申出書(別記様式)の提出 により、当該契約相手方に電子契約サービスを利用した契約締結の意思が あること、及び送信先を確認するものとする。

(変更契約)

- 第9条 担当者は、原契約が電子契約によるものか否かにかかわらず、電子 契約により、その変更契約をすることができる。
- 2 電子契約による原契約の変更契約を書面により行った場合において、原 契約の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続する。

(電子契約書の保存)

第10条 電子契約書の正本は、電子契約サービス上に保存される電子契約書

とする。

- 2 電子契約サービスからダウンロードしたデータの保存等、前項の規定による保存以外の方法であっても、電子契約の有効性を妨げるものではない。ただし、電子契約の有効性に関する法令等の規定に違反する場合においては、この限りでない。
- 附 則(令和5年9月27日魚津市告示第138号) この告示は、令和5年10月1日から施行する。